

諮問日：令和４年１１月２８日（宮住公（総）第３８０号）

答申日：令和８年７月９日（答申第２０６号）

件 名：境界確認図に係る行政文書の不存在決定に対する審査請求について

答 申

第１ 審査会の結論

宮城県住宅供給公社の決定は妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和４年６月２８日付けで、情報公開条例（平成１１年宮城県条例第１０号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定により、宮城県住宅供給公社（以下「実施機関」という。）に対し、「昭和５９年１２月２８日付け、〇〇〇〇〇、宮城県住宅供給公社、〇〇〇〇〇による境界確認図（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第６条第１項の規定により、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しない理由を次のとおり付して、令和４年７月１２日付けで審査請求人に通知した。
「開示請求に係る図面を保有していないため。」
- 3 審査請求人は、令和４年９月６日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。
(1) 審査請求書
「有限会社〇〇〇〇〇（以下当社という）は、不動産売買事業を廃

ん。宮城県住宅供給公社理事長が泉区長に対し、区界の確定図（隣接地の所有者と立会いのうえ署名捺印した図面と考えられるもの）はありませんと回答した文書が存在し、当社はこれを所持しております。

宮城県住宅供給公社が土地区画整理事業を行うに当たり、事業区域の隣接地の所有者との境界の立会図面が探しても無いなどということは、私共民間業者には考えられないことで、筋の通らない話です。

知り尽くしていることと思いますが、土地区画整理事業計画上、施行地区を定めるには境界（他区界）に接する土地の所有者の境界確認の立会いと同意を受ける必要があるのに、これを受けずに施行地区を定め、これに基づき事業計画を決定し、設立認可を受けても無効であり、土地区画整理事業を施行する権限がないということになるという判決が東京高裁で出ております。〇〇〇〇及び有限会社〇〇〇〇〇は判決を重視しております。

審査請求は〇〇〇〇が行っているのに、なぜ〇〇が所持している様々な経過書類を宮城県住宅供給公社に提出しなければならないのか理解に苦しむところです。

宮城県住宅供給公社も審査の当事者であり、審査を受けなければならない相手には有限会社〇〇〇〇〇が所有している書類は一切提出致しません。

行政不服審査法第32条第1項に基づき、証拠書類又は証拠物を提出する場合は、後日宮城県情報公開審査会に提出致します。

このことは県政情報センターの職員の方の承諾を頂いております。」

（３）意見書

「１ 昭和５８年に行われた仙塩広域都市計画事業泉市〇〇土地区画整理事業（建設省告示第〇〇〇〇号）において、宮城県住宅供給公社は、工事を行う範囲、区界の確定図（隣接地の所有者と立会いのうえ署名捺印した図面と考えられるもの）はありませんと平成１７年１月１８日付け宮住公第４２８号で回答しているが、事実であるのかどうか。

２ 宮城県住宅供給公社が仙塩広域都市計画事業泉市〇〇土地区画整理事業の認可以前に、有限会社〇〇〇〇〇と行った宮城県住宅供給公社との土地交換（契約書あり）の土地約３，０００坪が契約書通り行われていない。

３ 現在まで有限会社〇〇〇〇〇と宮城県住宅供給公社との間において、１回も境界立会は致しておりません。そのため昭和５４年３月

28日付け、〇〇〇〇〇、宮城県住宅供給公社、〇〇〇〇による境界確認図(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)」である。

3 本件対象文書の不存在について

(1) 本件処分において、実施機関は、第2の2のとおり、本件対象文書が存在しない理由を記載しており、その事情について、第4のとおり説明する。

審査請求人は、第3の2のとおり主張していることから実施機関に対して、「本件対象文書の探索範囲」及び「本件対象文書が存在しない具体的理由」について説明を求めたところ、おおむね次のとおり回答があった。

ア 本件対象文書については、当該日付の文書のみを限定的に探索したのではなく、対象地番に関連する事業関係書類も含めて確認を行った。具体的には、当時の土地区画整理事業に係る保存文書、図面類、境界確認に関連する可能性のある資料等について、確認を実施したが、本件対象文書を確認することはできなかった。

なお、本件対象文書の作成等を直接確認できる資料は見当たらず、実際の存在を断定することはできないが、対象地番が当時の土地区画整理事業区域の隣接地に位置していることから、本件対象文書を作成・保有していた可能性は高い。

イ 本件対象文書は、当時の「宮城県住宅供給公社文書取扱要綱（昭和51年4月1日施行）」（以下「文書取扱要綱」という。）別表第2に定める「第2種 10年保存 3 宅地、住宅分譲に関する書類」として整理されていたと推定される。

ウ 文書廃棄報告書を確認したところ、本件対象文書そのものについての記載はないものの、関連すると推察される文書が廃棄処分されたことが確認された。当該報告書からは、平成14年度において保存年限が満了した複数年分の文書がまとめて廃棄されたことがうかがえるため、本件対象文書についても、この際に廃棄された可能性が極めて高い。

エ 一般的に、文書の保存及び廃棄については、文書取扱要綱に定める保存年限に基づき管理しており、「境界確認図」その他これに類する

図面についても、文書取扱要綱別表第2に定める「第2種 10年保存 3宅地、住宅分譲に関する書類」として整理しており、保存年限が満了した後、事業の進捗状況や文書整理の状況に応じて、関連文書とともにまとめて廃棄処理が行われる。

なお、文書管理は、文書取扱要綱に定める保存年限に基づいて行われており、図面であることのみを理由として永年的に保存する取扱いを行っておらず、文書取扱要綱の定めにかかわらず実務上永年的に保管しているという実態もない。

実施機関は、上記アからエまでのとおり説明を行っており、本件対象文書が作成された可能性が高いと認められるが、平成14年度において保存年限が満了した複数年分の文書がまとめて廃棄され、その際、本件対象文書に関連すると推察される文書も廃棄処分されたことがうかがわれる。また、実施機関による本件対象文書の探索の方法及び範囲に問題はない。

このことから、本件対象文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、本件対象文書が作成されたとしても保存年限満了により、既に廃棄されたものと考えられる。その他、本件対象文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当であると判断した。

第6 付言

本件処分において、実施機関は、第2の2のとおり、本件対象文書が存在しない理由を記載しており、その事情について、第4のとおり説明する。

しかし、仮にそのような事情があるとしても、単に「保有していない」だけでなく、行政文書が存在しない具体的な事情の説明として、行政文書の探索経緯とその結果、行政文書の作成又は取得の有無や廃棄等に関する調査結果等について、その概略を記載すること等が考えられ、例えば、「関連する簿冊等を探索したが、本件対象文書は発見できず、本件対象文書が

作成又は取得されたか否かは明らかではないが、仮に作成又は取得されたとしても、保存年限満了により、廃棄されたものと考えられ、現時点においては保有していない。」などと記載することが可能であったと考えられる。

行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第8条第1項は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定している。また、条例第6条第3項は、「実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない」と規定しており、開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定をした場合にあっては、開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知することを実施機関に義務付けている。

本件処分におけるこのような理由の提示は、原処分を取り消すまでに至らないものの、これらの趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、実施機関においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4. 1 1. 2 8	○ 諮問を受けた。(諮問第 2 6 6 号)
令和 8. 5. 1 4 (第 4 7 2 回 審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 8. 6. 1 6 (第 4 7 3 回 審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和８年７月９日現在）

氏 名	区 分	備 考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	